

令和 8 年度

社会福祉法人日進市社会福祉協議会  
事業計画書

社会福祉  
法人

日進市社会福祉協議会

## 令和 8 年度 社会福祉法人日進市社会福祉協議会事業計画

令和 8 年度社会福祉法人日進市社会福祉協議会の事業計画は、次に定めるところによる。

# 基本方針

令和7年3月に日進市と本会が協働して策定した「第2期にっしん幸せまちづくりプラン（第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画）」において、地域福祉の方向性（基本理念・基本目標）と活動（地域福祉推進のための施策・事業）を示しました。基本理念の実現に向けて地域福祉を推進していく上で重要な柱として3つの基本目標を設定し、推進すべき6つの施策を位置づけています。複合化・複雑化する福祉ニーズの変化や法制度の改正等に的確に対応していくための見直しを行い、新たに創設された重層的支援体制整備事業を実施し、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の構築を計画に位置づけました。本計画を羅針盤として、「地域共生社会」の実現に向けた取組を着実に推進していきます。

## 「第2期にっしん幸せまちづくりプラン」基本理念

気づき・つながり・ともに創る、にっしん幸せ共生社会

### 基本目標と施策体系

基本目標1	人権の尊重と福祉のこころの醸成
施策①	意思決定支援や権利擁護の推進
施策②	福祉への理解・啓発活動の推進
基本目標2	包括的な相談支援体制の構築と福祉サービスの充実
施策③	包括的な相談支援体制の構築
施策④	福祉サービスの適切な利用の促進と充実、分野横断的な支援
基本目標3	地域福祉を支える人づくり・活動支援
施策⑤	地域福祉を支える担い手の育成
施策⑥	地域福祉活動の支援、社会資源のネットワーク・協働

本会は、上記プランに掲げられた理念の実現を目指すため、地域福祉を推進する中核的な団体として中長期的な事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示した「第2次日進市社会福祉協議会発展強化計画」に基づき、これまで同様に日進市との連携を深め、区、自治会、民生委員・児童委員や地域にお住まいの皆様との協働を進めながら様々な社会福祉サービスを提供する主体を相互につなぐ「中間支援組織」、すなわち、“地域のかなめ役”の役割を持つ組織として、誰一人取り残さない「ともに暮らす 安心な地域社会」を目指します。

地域福祉活動計画が地域住民のニーズに基づいた具体的な施策を策定する一方で、発展強化計画はその施策を実行するための組織運営基盤を強化します。これにより、地域福祉施策を効果的に実施し、地域社会全体の福祉向上に向けて、

本会が目指すべき地域社会の姿と、法人としての事業方針、具体的方策を次のとおり設定し、本年度の事業計画を定めます。

**「第2次発展強化計画」における目指すべき地域社会の姿と本会の役割**

誰一人取り残さない

**「ともに暮らす 安心な地域社会」**

本会は、その「かなめ役」を目指します。

	目指すべき地域社会の姿	本会が発揮すべき『かなめ役』
1	支え合い・助け合いの地域福祉活動が展開されている地域社会	小地域における支え合い・助け合いの福祉活動と専門機関をつなぐ仕組みづくりを支援する役割（コミュニティワーク機能）を発揮します。
2	地域生活課題が生じても慣れ親しんだ地域で安心して暮らせる包括的な相談支援体制が整っている地域社会	高齢者をはじめ、障害者や子ども等も包含した総合的かつ断らない相談支援等を行う中核的役割（ソーシャルワーク機能）を強化します。
3	多様な主体による地域協働体制が構築されている地域社会	多様な地域資源（区や自治会、地域住民、民生委員、NPO、福祉事業者等）の連携・協働のための調整機能（第1層生活支援コーディネーター・CSWの機能）を発揮します。

**発展強化に向けた施策体系**

**基本施策1 包括的な支援体制づくりの推進**

- (1) 断らず受け止める相談支援の充実
- (2) 誰もが役割の持てるひとりぼっちをつくらない地域づくりの推進
- (3) 他機関との協働・連携の強化

**基本施策2 モチベーションが高まる職場環境づくりの推進**

- (1) 人材育成方針の策定とそれに基づく人材確保
- (2) 意欲と能力を高めるための職員研修の実施
- (3) 人材定着のための取組実施
- (4) 職員の心身の健康と安全の確保
- (5) 各種規定等の整備
- (6) 業務の合理化・効率化の推進

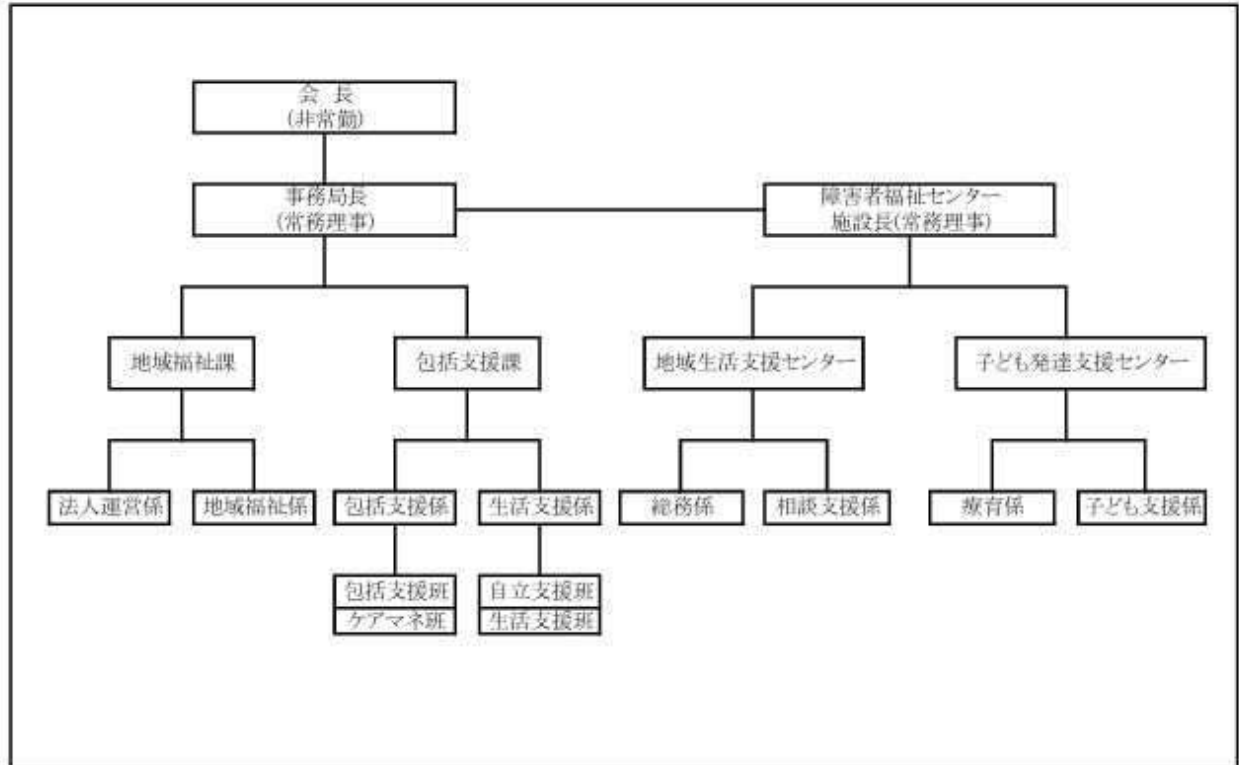
**基本施策3 組織体制・経営基盤の強化**

- (1) 信頼関係構築のための情報発信（社協の役割・存在意義のPR）
- (2) 重層的支援体制づくりのための組織改革と体制充実
- (3) 財源の確保
- (4) BCP（事業継続計画）の策定及び周知

# 職員体制

## 【組織】

令和8年度の体制は、以下のとおりです。



# 事業内容

## 1 法人本部

### 1-1 地域福祉課

#### 《重点事業》

#### 1-1-1 法人運営係

##### ○ 第2期にっしん幸せまちづくりプランの進捗管理

令和7年度から10か年を計画期間として策定された「第2期にっしん幸せまちづくりプラン」に基づき、地域福祉活動を推進するよう、計画の進捗管理を行います。

##### ○ 中央福祉センター指定管理の充実

令和7年度から令和11年度、5か年間の指定管理期間について、引き続き単なる貸館としてではなく、地域福祉に携わるあらゆる方々との連携、協働の場として活用されるよう、情報提供、施設の維持管理に努めます。

##### ○ 財源の確保と横断的な活用

本会の自己財源である会費、赤い羽根共同募金のPRを強化し、事業財源確保に努めます。受託事業等は引き続き適正な金額での受託となるよう委託元と協議を継続するとともに、経費節減に努め、財源は法人全体で横断的に活用することで持続可能な事業運営を目指します。

##### ○ 規則、規程等の整備

業務が円滑に遂行できるよう、必要な規則、規程、細則や内規等の整備を進めます。法令等の改正等に合わせた適切な規則、規程の改正等を行います。

##### ○ 職員研修等の強化

全国社会福祉協議会や愛知県社会福祉協議会等が実施する各種研修を受講することにより、職員の資質向上、組織体制の強化を図ります。受講にあたっては、職員の職位、在職年数及び職務内容に応じて計画的に受講させ、人材の定着を図ります。

## ○ 災害時職員初動対応訓練の実施

職員安否確認メール送受信訓練や発電機始動訓練、救急救命訓練など、職員に対する防災教育を行うとともに、センター利用者やサービス利用者の避難誘導訓練など、各種の訓練を実施します。

## ○ 発展強化計画の進捗管理の実施

令和5年度から7年間を計画期間とする「発展強化計画」に基づき、中長期的な視野で、体制整備、業務遂行が行われるよう、計画の進捗管理を適正に行います。

## 《事業内容》

### 1-1-1 法人運営係

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1101 法人運営補助事業	39,659	市補助事業

- 法人全体の職員体制の強化・充実を図っていくため、市の支援を得て、法人運営係の職員体制を強化します。
- 理事会、評議員会の開催や、基本的な法人運営に必要な職員の人件費や諸経費を計上し、法人の運営方針等の決定や組織体制の強化を図ります。
- 法人の業務方針の決定や組織運営の強化を図るため、幹部会議、安全衛生委員会等を定期的で開催し、必要な規則・規程の改正、予算・決算及び事業計画の作成・報告等を行います。
- 職員の健康管理を行う定期健康診断、ストレスチェック等の実施、福利厚生に関する業務を行います。
- 法令等で事業主に義務付けられている諸手続き、納税等を適正に行います。電子帳簿保存法、インボイス制度等に適切に対応できるよう、法人内で諸制度の周知を進めます。
- 通信運搬費削減、ペーパーレス化等への対応を目指し、会議開催通知、会議資料の事前送付、給与明細書等の電子交付をすすめます。

### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1102 退職給与積立事業	7, 493	積立
1103 備品購入積立事業	13, 348	積立
1106 運営基金積立事業 （旧社会福祉充実基金積立事業）	64, 985	自己財源
1107 法人運営自主事業	8, 142	独自事業

- 法人全体の職員への退職金支払に備える退職給与積立金、法人運営や各種事業運営に要する備品の買替に備える備品購入積立金の積立を行います。
- 新たに運営基金を設置し、安定した運営のための財源の確保に努めます。【新規】
- 職員のスキルアップに必要な研修の実施や外部研修への参加を計画的かつ積極的に進めていくため、必要な職員研修や研修費助成等を行います。
- 法人運営系の職員体制強化に伴い、事業予算の内容精査を進め、より最小の経費で最大の効果が発揮できるよう経費支出の適正化に努めます。また、職員研修等を通じて、職員のコスト意識の改善に努めていきます。
- ホームページを重点的に活用して社会福祉協議会の各種の地域福祉事業や福祉サービス等について積極的に情報発信し、市民に分かりやすい内容で積極的に広報を行っていきます。『福祉だより』については発行回数やページ数、掲載内容等は最小限とし、コストも意識した情報発信に努めます。
- 令和7年度から5か年間の計画期間とする第2期につきん幸せまちづくりプランが計画的に推進されるよう、進捗管理を行います。
- 会員募集の積極的なPRを行い、社会福祉協議会及び地域の支え合い活動の認知度の向上と、会員数の増加を目指します。

### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1108 中央福祉センター管理事業	33, 467	市指定管理事業

- 令和7年度から5か年間の指定管理期間において、貸館としてのみでなく、地域福祉の推進に携わるあらゆる方々との連携・協働の場として活用を目指し、情報提供、施設の維持管理を行います。
- 必要な施設・設備の維持管理経費を計上し、中央福祉センターの適切な運営に努めます。
- デイサービス施設廃止に伴う、中央福祉センターの大規模改修が予定されていることから、改修時の施設の利用について支障が少なくなるよう、市と調整を行います。【新規】

## 《重点事業》

### 1-1-2 地域福祉係

#### ○ 第2期にっしん幸せまちづくりプランの推進

令和7年度から10ヶ年を期間として策定された「第2期にっしん幸せまちづくりプラン」について明記された理念、活動方針、また重層的支援体制整備事業等の各種計画を職員個々が意識、共有し地域福祉活動を推進していきます。

#### ○ 住民互助による活動の継続的な支援

現在本市では住民が主体となった居場所づくりや移動支援など、幅広く地域福祉活動が展開されています。既存の活動が無理なく継続できるよう支援するとともに、新たに活動を始めたい地域に対して情報提供や人材育成、資金援助などの支援を行い、住民と協働して活動を推進し、定着を目指します。

#### ○ コーディネート機能の充実

本会が持つボランティアセンターや福祉用具・車両の貸出、また市受託事業である生活支援体制整備事業等を通して、必要とする人に速やかに支援の手が届くようコーディネート機能の充実を図ります。また、既存の活動で対応できない事例については、本会における新規事業の創設や各地域の住民と新たなしくみ作りを検討するなど、困りごとをそのままにしない支援を展開していきます。

#### ○ 本会事業の情報発信ならびに情報収集の充実

市内の学校や集会所等における「まちの守り人養成講座」の実施や、各地域に設置されている「まちづくり協議会」等の協議の場への参加を通して、子どもから高齢者まで幅広く住民との関係作りに努めてまいります。

こういった場において住民との間で直接的な情報の発信、収集を継続して行っていくと共に、本会ホームページやSNS等の媒体をさらに充実させ、より多くの住民とのコミュニケーションを図り、本会事業ならびに地域福祉に関する意識向上を目指していきます。

## 《事業内容》

### 1-1-2 地域福祉係

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
<b>1202 地域福祉活動補助事業</b>	<b>2,068</b>	市補助事業
（内訳）		
表彰事業	127	
健康福祉フェスティバル運営事業	1,224	
金婚等を祝う会事業	378	
つどいの場整備助成事業	339	
<b>1206 地域福祉運営補助事業</b>	<b>29,053</b>	市補助事業

- 市の補助金の支援を得て、次の事業に関する経費を計上し、地域福祉活動の推進を図ります。
  - ① 秋季に、社会福祉功労者に感謝の意を表する「表彰事業」を行います。
  - ② 金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚を迎えたご夫婦を祝う「金婚等を祝う会事業」を11月に実施します。
  - ③ つどいの場の立ち上げ時に必要な備品購入等を支援する「つどいの場整備事業」の助成を行います。
- 日進市老人クラブ連合会、日進市子ども会連絡協議会、手をつなぐ育成会の運営費補助を行うとともに団体運営の支援を行います。
- その他地域福祉活動の推進に必要な人件費や諸経費の計上を行います。

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
<b>1204 ボランティアセンター事業</b>	<b>1,080</b>	独自事業
（内訳）		
ボランティアセンター運営事業	370	
災害ボランティアセンター運営事業	260	
ボランティア活動助成事業	450	

- ボランティアセンター事業として次の取り組みを実施し、ボランティア活動の推進を図ります。
  - ① ボランティアセンター運営委員会（年数回の予定）の開催、ボランティア相談など、ボランティアセンターの運営に必要な活動の支援を行います。
  - ② ボランティアセンター窓口において、常時ボランティアに関する相談に対応します。
  - ③ 市民のボランティア参加のきっかけづくりを目的とした講座を開催しま

す。時期や内容等はアンケート等の結果を踏まえ調整を図ります。

- ④ ボランティア活動を安心して行えるよう各種ボランティア保険の加入受付を行います。
  - ⑤ ボランティア活動を行っている方同士が顔合わせ、情報交換ができる交流の機会を定期的に設けます。
- 災害ボランティアセンター運営事業として次の取り組みを支援し、災害時のボランティア支援体制の確立を図ります。
- ① 市民を対象とした災害ボランティアコーディネーター養成講座（2月予定）や災害ボランティアセンター開設・運営訓練（3月予定）を開催します。
  - ② 災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げるために必要な備品・資材を計画的に整備する予算を計上します。
  - ③ 市内市外問わず甚大な自然災害が起こった際、被災地の情報を慎重に収集した上で適切な支援を行っていきます。

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
<b>1205 共同募金配分金事業</b>	<b>4, 1 9 5</b>	独自事業
(内訳)		
老人福祉活動事業	189	
児童・青少年福祉活動事業	100	
子育て支援事業	50	
福祉育成援助活動事業	3,416	
ボランティア活動育成事業	20	
歳末たすけあい募金事業	420	

- 共同募金配分金事業として次の7事業を実施するとともに、共同募金に対する地域への理解浸透を図るための広報啓発を積極的に進めます。
- ① 「老人福祉活動事業」として市と協働し、「金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚を祝う会」を実施します。
  - ② 「児童・青少年福祉活動事業」として、子ども会連絡協議会事業への助成を行います。
  - ③ 「子育て支援事業」として、子育て家庭を対象とした事業を開催し、親子で福祉について学んでいただく機会を設けます。
  - ④ 「福祉育成援助活動事業」として、次の取り組みや支援を行います。
    - ・ 7月から9月頃に市内小中学校の児童生徒を対象にした「赤い羽根共同募金作品コンクール」の募集を行い、別途表彰を行います。
    - ・ 市内全小中高等学校を福祉協力校に指定し、当事者やボランティアが講師となり児童生徒に福祉について見識を深めてもらう福祉実践教室を開催するなどそれぞれの学校に合った取組について協議・検討を進めま

す。

- ・夏休み期間中の中高校生等を対象に福祉施設等でボランティアの体験学習を行う青少年等ボランティア福祉体験学習事業を開催します。
- ・地域の見守り活動・居場所づくりである「つどいの場」の普及を目的に、活動運営費を補助します。

- ⑤「ボランティア活動育成事業」として、ボランティアセンターの充実に必要な備品・資材の購入を計画的に進めます。
- ⑥「歳末たすけあい募金事業」として、イベントボランティア（クリスマス、節分等）の派遣、日進市老人クラブ連合会の友愛訪問事業の支援、生活困窮世帯を対象とした支援を実施します。

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1207 地域福祉支援事業 （旧社会福祉充実事業）	1, 070	独自事業

- 地域課題について協議を行うまちづくり協議会の設置・運営支援や、各種制度の狭間で苦しむ方の個別支援を行う地域たすけあい相談員（CSW）を配置します。【拡充】
- つどいの場連絡会等を開催し、運営に係る課題や状況確認を行います。
- 福祉実践教室を実施し、児童・生徒が地域の課題や生活課題に気づき、日常の実践活動に広げていくことを目指します。
- 近隣住民によるゆるやかな見守り活動を行う「まちの守り人」の養成を行います。
- 支援を必要とする方に車いす専用車や車いす等の福祉用具の貸出、福祉機器リサイクル事業を行います。
- 孤独感や不安を解消することを目的に高齢者等を対象とした傾聴ボランティアの派遣事業を実施するため、事業実施の支援を行います。

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1301 福祉サービス支援事業	2, 082	市受託事業
1305 生活支援体制整備事業	11, 939	市受託事業

- 介護支援ボランティア事業の対象者を40歳以上に拡充し「にっしんおたっしやボランティア」に登録した市民が、市が認めた市内介護保険施設等においてボランティア活動を行った際にポイントを付与し、ポイントに応じた交付金等の支給を行います。【拡充】
- ポイント付与の対象ボランティア活動を広げ、市民の社会参加活動を通じた介護予防を促進します。
- 生活支援体制整備事業として、第1層の生活支援コーディネーターを配置し、

地域生活支援体制の整備を進めます。

- 中部第2層生活支援コーディネーターを配置し、役割分担を常時確認しながら効率化を図ります。
- 地域支え合い円卓会議、生活支援サポーター養成講座（年3回）を開催し、協議体の運営や地域の関係機関ネットワークづくりを進めます。

## 1 法人本部

### 1-2 包括支援課

#### 《重点事業》

#### 1-2-1 包括支援係

##### ○ 地域包括ケアシステム構築への市との連携・協力

市が推進する地域包括ケアシステム（高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むための支援が包括的に確保される体制）の構築に必要な「専門職の連携による支援の体制づくり」、「地域の支え合いによる支援体制づくり」、「認知症支援の体制づくり」の実現のため、市と連携・協力して地域包括ケアシステムの取組を進めます。

##### ○ 義務化される各種取組に対する対応

感染症対策、業務継続に係る取組の強化、高齢者虐待防止の推進等、義務化された各種取組に対して、職員が理解しながら従事できるよう、マニュアルの周知や研修の実施に努めます。

##### ○ 認知症総合支援事業への協力

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症になってからも、一人ひとりができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づいた支援を目指します。また、引き続き、認知症の早期診断・早期対応、支援ネットワークの構築等、地域の課題に応じた活動を行います。

## 《事業内容》

### 1-2-1 包括支援係

#### 1-2-1-1 包括支援班

##### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
2101 地域包括支援センター事業	33,788	市受託事業
2103 介護予防支援事業	20,047	指定事業
2104 認知症初期集中支援事業	8,314	市受託事業

- 地域包括支援センター事業では、保健師や看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、高齢者等の総合相談窓口として相談支援を行います。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、他専門機関や市との連携体制を強化します。困難事例や虐待防止への対応も市と連携し進めていきます。
- 専門職の外部研修の参加等により専門知識を深めるとともに、地域包括支援センター内でのケース検討や情報共有を図り人材育成に取り組みます。
- 個別支援を検討する地域ケア会議を開催することで、個別の課題解決・地域のネットワーク形成を支援し、適宜、施策形成を働きかけます。
- 市内のケアマネジャーとの連携を強化し、地域ケアマネジメント機能の強化を図ります。
- 地域包括支援センター事業に付随する指定介護予防支援事業所として、要支援状態等の方を対象に、ケアプラン（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画）を作成し、介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用できるよう、各種調整を行います。
- 認知症サポーター養成講座の実施等、地域住民の方と共に学ぶ機会を設けることで、認知症の方にもやさしい地域づくりを進めます。
- 認知症の方やその家族を支援するために、配置された認知症地域支援推進員を中心に、地域の実情に応じた支援体制の仕組みづくりや医療・介護の関係機関と連携を図ります。
- 認知症初期集中支援事業の受託により、医療・介護の専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医の指導のもと、次のような取り組みを行うことで、早期に適切な機関につなぐ支援を目指します。
  - ① 支援を必要とする高齢者やその家族を訪問し、認知症の状況を把握します。
  - ② 関係者を招集し、チーム員会議を開催し、支援の方向性を検討します。
  - ③ 支援計画に沿って早期に適切な機関と連携します。
  - ④ 支援終了後もフォローアップして適切な時期にモニタリングを行います。

## 1-2-1 包括支援係

### 1-2-1-2 ケアマネ班

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
2102 居宅介護支援事業	19,047	指定事業

- 介護保険事業である指定居宅介護支援事業所を設置し、介護支援専門員を配置することで、要介護状態の方を対象に心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡調整等を行います。
- 各種研修の参加や事業所内での情報共有、他機関との連携等により、支援能力の向上を目指すとともに、人材育成に取り組みます。

## 《重点事業》

### 1-2-2 生活支援係

#### ○コロナ特例貸付の償還が困難な世帯等へのフォローアップ支援

コロナ特例貸付の償還免除や償還猶予の対象であるにも関わらず、手続きが済んでいない世帯に制度の案内や手続き等の支援を行うと共に、生活に困窮する状況に改善が見られない世帯に対しては、貸付担当者が多職種等と連携し、必要な支援を実施します。

#### ○多機関協働による包括的な相談支援の実施

重層的支援体制整備事業により市に配置される相談支援包括化推進員と共に、複合的で多様な課題を抱える方や世帯等の相談に応じ、子ども、障害、高齢等の相談支援機関と連携、協働し、対象者を限定しない包括的な相談支援を実施します。

#### ○判断能力に応じた権利擁護体制

認知症や知的障害、精神障害のある方など、判断能力に不安のある方のための「日常生活自立支援事業」のほか、生活に困窮している方と一緒に家計について見直し、経済的な自立と安定を目指す「家計改善支援事業」、貴重品や金銭管理の困難さがある方の経済的な搾取や悪徳な訪問販売などの被害から守るための「貴重品預かり事業」をその方の判断能力に応じて活用し、誰もが自分らしく暮らせるように権利や財産を守ります。

#### ○企業と福祉の協働による地域づくり

フードドライブ、フードパントリーなどの取り組みを通じた地域づくりが活性化されるよう、関係団体、地域住民による共助の取り組みをバックアップし、人と人とのつながりをつくります。また、これまでの取り組みを生かして企業との連携強化を図ります。

## 《事業内容》

### 1-2-2 生活支援係

#### 1-2-2-1 自立支援班

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1302 生活福祉資金貸付事業	17,512	県社協受託事業
1303 日常生活自立支援事業	6,739	県社協受託事業

#### ○生活福祉資金貸付事業として、低所得、障害者、高齢者世帯を対象に県社協

の実施する総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の相談や申請、援助等を行います。

- 本会の独自事業である「にしんしあわせ資金貸付事業」により、低所得世帯で、緊急的に支援を要する世帯への貸付を行います。
- コロナ特例貸付のフォローアップ支援として、貸付担当者と自立相談支援事業の相談員が連携し、就労相談や家計相談を実施するほか、債務超過などの相談には、本会独自に契約したFPや司法書士などの専門職と連携し、書類作成など必要な支援を実施します。
- 日常生活自立支援事業として、認知症や障害等により、判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、重要書類等の預かり、定期訪問などを行います。
- 緊急生活支援やホームレス対策として、法外援護事業（行旅人旅費貸付）による緊急貸付を行います。
- 相談員は各種研修の参加等により専門知識を深め、多様なケースの相談に応じるとともに、事業利用者の包括的援助について他機関との連携を図ります。

## 1-2-2-2 生活支援班

### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1304 生活困窮者自立支援事業	30,049	市受託事業

- 生活困窮者自立相談支援事業として、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員を配置し、生活上の困難や生きづらさを抱える方やその家族等に対して、最適な方法を一緒に考え、関連する各分野の専門機関と連携し、多角的に支援します。
- 家計改善支援事業において、家計の見える化や、再生に向けて具体的な方針を立て、目標に向かって相談者が自ら家計管理を続けて行けるように相談者と一緒に考え支援します。希望によりFPとの個別面談を実施し、専門的な相談を実施します。
- 自ら相談に出向くことが困難な生活困窮者や法テラスの利用が困難な事案等の相談に対し、本会独自に契約した司法書士や弁護士等と連携して支援します。
- ご家庭で使い切れない食料や日用品などを受け入れし、必要とする方へ無償で提供する【モットイナイバンク】の取り組み等により、緊急生活支援とホームレス対策として、自転車や鍋、炊飯器等の日用品の貸出、生理用品等の消耗品や食糧の提供を行います。
- 住まいを失くした生活困窮者には、市の地域福祉課と協働して、一時生活支援事業の委託先であるビジネスホテルなどの宿泊先を無償で提供し、衣食を確保するほか、居住支援法人との連携により、早急に住まいを確保します。また、対象者には住居確保給付金の申請を促します。

- ひきこもり等、社会的孤立状態にある方に対して、家族等からの相談に応じます。また、就労準備支援事業所（いくるば日進）と連携し、社会参加～就労に向けての段階的な支援を実施します。
- 各種研修に参加し、広範な知識や専門的なスキルを深め、相談機能の強化や関係機関とのネットワーク構築に努めます。
- 地域住民、子ども食堂等の活動を行う団体（子どもの居場所づくり応援団）とのネットワークを活用し、企業との連携強化を図り、子どもの貧困対策の取組みを行います。【拡充】

## 2 障害者福祉センター

### 2-1 地域生活支援センター

#### 《重点事業》

#### 2-1-1 総務係

##### ○ 各種規程、内規等の整備

事業内容の見直しや新たなニーズに対応を図っていくため、必要な規則、規程や内規、マニュアル等の整備・見直しを進めます。

##### ○ 施設の維持管理

日常清掃及び定期的に全館清掃を委託し、常に清潔な状態を保っていきます。建物全体の設備保守点検を専門業者に委託し、建物等の破損や不具合が発生した際には市と協議し、早急に対応してまいります。また、毎年施設利用者にアンケート調査を実施しており、市民の皆様にとってより利用しやすい施設運営を目指してまいります。

##### ○ 施設の指定管理

指定管理の更新にあたり、次の指定管理に向けて今までの経験を活かした提案をし、次期指定管理の準備を行います。

#### 《事業内容》

#### 2-1-1 総務係

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1501 障害者福祉センター管理事業	29,363	指定管理事業

- 障害者福祉センターの指定管理業務として、公共施設を適切に維持管理するため、他のサービスに属さない人件費や設備等の総務的経費を計上し、安全に快適に施設を利用して頂けるよう努めていきます。

## 《重点事業》

### 2-1-2 相談支援係

#### ○ 基幹相談支援センター事業の実施

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関の連携強化や地域の相談支援体制を強化するために専門的な指導又は助言を行います。また、相談支援機関のひとつとして、基本相談以外に特定相談、一般相談を総合的かつ専門的に24時間365日行います。

#### ○ 障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援協議会の運営を通して福祉事業者や市民活動団体等の地域資源とのネットワークを構築し、地域の関係機関との連携強化を進めます。

#### ○ 人材育成事業の選択と集中

昨今の社会情勢、地域のニーズを考慮して、障害福祉サービス事業所の人材育成や障害福祉に関するボランティア養成を行います。

#### ○ 障害福祉に関する情報の発信

障害に関する理解や支援、権利擁護に関する勉強会等を通じて広く市民や関係機関等に向けた普及啓発を行います。また、障害のある（と思われる）方が日常で困っていることについて支援方法を検討していくとともに、市民に障害福祉をより身近に感じてもらえるようにしていきます。

#### ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

相談支援事業を通して各相談者の背景にある地域課題に常に着目し、関係機関と連携して誰もが住みやすいまちづくりを目指していきます。

#### ○ 業務効率化を推進するためのICT活用

相談支援事業において、時間を要している業務をICTの活用により効率化し、より丁寧で多くの方の相談対応ができることを目指します。

## 《事業内容》

### 2-1-2 相談支援係

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1502 地域生活支援センター事業	37,263	指定管理事業

- 障害のある人の総合相談支援を行う基幹相談支援センター事業を提供するため、必要な相談支援専門員等の配置を行います。
- 障害者自立支援協議会（本会）の事務局を担います。年3回開催し、障害者の支援体制の整備や障害福祉計画等に関する協議、また各専門部会の取り組みを報告していきます。
- 障害者自立支援協議会の専門部会の事務局を担います。各専門部会の内容は以下のとおりです。
  - ① ケアマネジメント部会
 

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係者で構成し、人材育成と確保、地域生活支援拠点の整備等、障害のある方が地域で暮らしていくために、課題解決に向けた取り組み等を行います。
  - ② 権利擁護部会
 

障害のある当事者、障害福祉サービス事業所、権利擁護支援センターなどの関係者で構成し、災害時支援や障害者差別解消法の理解等、障害のある方の権利擁護に関する周知啓発を行います。
  - ③ 就労部会
 

障害者就労支援事業者、就労系障害福祉サービス事業所、学校などの関係者等で構成し、障害者雇用の促進や進路決定に関わる福祉・学校・相談機関の連携の仕組みづくりを推進し、当事者、保護者等に向けて、主に福祉的就労に関する情報提供や周知啓発を行います。また、大学の協力を得て、障害福祉サービス事業所紹介動画を更新します。
  - ④ 子ども部会
 

障害児通所支援事業所、学校関係者などの関係者で構成し、障害のあるお子さんとその保護者が住みよい街となるように、学齢期の関係機関連携の仕組みの構築等を行います。
- 障害福祉サービス事業所のネットワークの構築
 

障害福祉サービス事業所の職員同士が交流し、情報交換や共通課題の解決を目的として、事業所のネットワークの構築を進めます。

  - ①障害児通所支援事業所交流会
  - ②相談支援事業所事例検討会
- 人材育成事業として、障害のある方を支援するボランティア等の養成や交流の場づくりの支援を進めます。また、障害のある方の理解を深める研修や啓発等の人材育成事業を通じて、市内の障害福祉サービス事業所や関係機関・地域住民へ働きかけ、地域共生社会の実現を進めます。
  - ①精神保健福祉ボランティア養成講座
  - ②精神障害者等の居場所支援「精神保健福祉ボランティアすばる」（月1回開催）の活動を支援
  - ③ゲートキーパー養成講座
  - ④要約筆記ボランティア養成講座
  - ⑤音訳ボランティア養成講座

⑥虐待防止勉強会

- 障害福祉に関する情報の収集や提供を行う情報発信事業として、地域との交流の場や障害理解・権利擁護についての勉強会を行い、広く市民や関係機関等に向けて普及啓発を行います。
  - ① 肢体不自由のママ・パパのためのピアサポート「しゃべり場」
  - ② 発達支援勉強会
  - ③ 体験型イベント「チャレンジド」
  - ④ 虐待防止勉強会（再掲）

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1504 地域相談支援事業	990	指定管理事業
1506 計画相談支援事業	14,618	指定管理事業

- 相談支援に関する次の指定事業所を設置し、必要な相談支援専門員等を配置することで、障害のある方からの相談に応じ、必要な情報提供、助言やその他障害福祉サービス等の必要な支援を行います。
  - ① 特定相談支援事業として、障害のある方からの相談に応じ、障害福祉サービス等の利用に必要な支援を行うとともに、継続して障害福祉サービスや相談支援を適切に利用できるようモニタリングや関係機関との調整を実施します。
  - ② 一般相談支援事業として、障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している方に対して、退院や退所に向けて、相談や支援を行う地域移行支援及び地域定着支援を提供します。
- 特定相談支援事業及び一般相談支援事業の相談対応にて時間を要している業務について効率化し、より丁寧で多くの相談に対応できるよう、ICTを活用していきます。
- 令和8年度の臨時の報酬改定で、処遇改善加算の対象に新たに追加された相談支援専門員の処遇改善加算を活用し、相談支援専門員の処遇改善に努めます。【新規】

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1507 就労支援コーディネーター事業	2,500	市受託事業

- 重層的支援体制整備にかかる社会参加支援事業を市から受託します。
- 障害のある方が自立して生活するため就労定着できるよう、専任の相談員がきめ細かい相談や対応を実施し、継続的な就労支援を提供します。

## 2 障害者福祉センター

### 2-2 子ども発達支援センターすくすく園

#### 《重点事業》

#### 2-2-1 療育係

##### ○ すくすく園の運営（児童発達支援事業）

- 児童発達支援事業の「支援プログラム」を作成し、子ども発達支援センターのホームページに公表をしています。このプログラムに沿った児童発達支援の取り組みを通して、質の高い支援を提供していきます。
- 利用児童の状況を踏まえ、市と協議し、適切な定員数となるよう見直します。また、単位ごとの定員数については柔軟に運用してまいります。
- 職員の知識、技能の向上に努め、公立園との連携強化を図ります。
- 養護者による虐待防止に関し、家庭児童相談室等の関係機関とのより一層の連携強化を図りながら取り組み、難しい対応が求められるケースにも対応するため、外部の専門研修等に積極的に参加を促し虐待対応の専門性を高めます。
- 「業務継続計画（BCP）」の周知と訓練の実施に積極的に取り組み、BCPの実効性を高める努力をしてまいります。
- 職員の事務作業等の業務効率化のため ICT 機器を積極的に活用していきます。

##### ○ 保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援事業は、保育園・幼稚園・小中学校・特別支援学校等に通われているお子さんが、集団生活への適応のために専門的な支援を必要とする場合に、専門的な知識を有する専門員が当該施設に訪問して支援を実施する事業です。お子さん本人に対する支援だけでなく、訪問先施設のスタッフに対する支援も併せて行います。個別給付の事業のため、保護者からの依頼を受けて契約し、随時支援を実施していきます（概ね月に2回程度実施）。

#### 《事業内容》

#### 2-2-1 療育係

##### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1503 子ども発達支援センター事業	177,448	指定管理事業 （児童発達支援・ 保育所等訪問支援）

## ○ 児童発達支援事業

### 〔本人支援（発達支援）〕

- 言葉の発達がゆっくりな子、友だちと上手く関われない子、身体の不自由な子などが通園する施設です。一人ひとりの発達状況に合わせて基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身に付けるための支援を、保育士等の専門スタッフを配置して行います。
- 月曜日から金曜日に開所し、第1単位の定員を43名、第2単位の定員を17名（計60名）として実施します（計60名の定員の範囲内で、第1単位と第2単位の定員はニーズに合わせて調整します）。
- 児童福祉法に基づき、児童発達支援の5領域を盛り込んだ総合的な「個別支援計画」を作成します。また、作業療法士、言語聴覚士及び理学療法士の見立てと訓練の状況を踏まえた「専門的支援計画」を立案し、個別支援計画と連動した専門的な支援が提供できるよう配慮していきます。

### 〔家族支援〕

- 「談話会」の時間を利用して、3ヵ月に1回程度、保護者のニーズに応じてテーマを設定し、「保護者勉強会」を実施します。
- 「ペアレント・プログラム」修了者のうち、さらに学習を望む保護者を対象に、「ペアレント・トレーニング」を実施します（すすく園の在園児保護者が対象）。
- 言語聴覚士による言語発達の相談日を充実させ（令和7年度より1日/月から2日/月に変更）、ご家族の悩みや困りごとに適切に助言・対応ができるようにしていきます。
- 在園児保護者と卒園児保護者とが集い、交流や情報交換ができる場として、「卒園児と在園児の集う会」を年2回開催します。また、その際に参加していただいた父親に対して勉強会を開催するなど、父親支援にも力を入れていきます。
- 異なるクラス、異なる年齢児の保護者（在園児）を、クラスを超えて集い、情報交換等を行う「クラス交流会」の機会を設け、在園保護者同士の交流や仲間作りを促進していきます。
- 保護者同士の交流や情報交換の場である談話会（保護者の交流事業）について、積極的に働きかけを行い、談話会の活性化に努めてまいります。【拡充】
- 電話やメール等による相談も対応可能であることを改めて周知し、対面での面談が困難な保護者に直接面談以外の手段でタイムリーに対応できる体制をとってまいります。【拡充】

### 〔地域支援〕

- 保護者支援のプログラムの一環として実施している「ペアレント・プログラム」の対象者に、通園児以外の保護者（市内在住が条件）も加えて実施します（ホームページ等で参加者を募集します）。【拡充】

- 作業療法士、言語聴覚士等の専門職スタッフによる研修会に、すすすく園スタッフだけでなく地域の保育園、幼稚園等のスタッフにも呼び掛けし参加してもらうことで、地域園における障害児の対する支援力向上を進めます。

### 〔支援の質の向上等〕

- 多様な業務に対応するため、係長を複数体制とし、現場の管理指導体制を明確化しました。個々の保育士の資質の向上（療育の質の均一化）に取り組むと共に、様々な困難事例に対応できるよう、施設全体として支援力も充実させていきます。
- 専門職スタッフ（作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、臨床心理士等）による職員研修の実施、外部専門研修への積極的参加、定期的な事例検討等で、現場スタッフの専門性向上に努めてまいります。また、公立園との連携強化のための研修を企画・実施をしていきます。【拡充】
- 外部講師（臨床心理士）をスーパーバイザーとして招き、2か月に1回程度事例検討会を継続的に実施していくことで、困難事例への対応を学び、療育の専門性の向上を目指していきます。
- 各クラスで月に1回開催している「クラス会議」に、園長（園長代理）もしくは専門職（看護師等）が参加するようにすることで、各クラスの支援の専門性の向上を図っていきます。
- 虐待防止の取り組みとして、「虐待防止委員会」及び「虐待防止責任者」を設置しておりますが、令和7年度からは法人組織として再編をされており、今後も法人と連携して取り組むことでより質の高い研修を実施し、虐待防止に努めてまいります。
- 身体拘束適正化委員会を設置し、虐待防止委員会と連携を図りつつ、身体拘束適正化のための研修や、日々の支援のチェックや分析を行っていきます。
- 感染症対策委員会を設置し、看護師を中心に職員への定期的な研修や訓練を行うことで、感染症対策の強化を図ります。
- 感染症や非常災害の発生時において、必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）の周知と訓練の実施に積極的に取り組み、BCPの実効性を高める努力をしてまいります。【拡充】

### ○ 保育等訪問支援事業

保育園、幼稚園等に在籍している、様々な状態像の発達が気になるお子さんに対して専門的な支援を提供する個別給付の事業です。複数の訪問支援員を配置して対応しています。受け入れ先の理解が必要なこと、幅広い支援スキルが求められること、1日につき1件しか対応できないことなどで多くの実績を上げることが困難な事業ですが、相談支援専門員とも連携しながら多様なニーズに対応できるようにしていきます。

## 《重点事業》

### 2-2-2 子ども支援係

#### ○ 巡回相談（巡回支援専門員整備事業）

- 公立園に関しては、これまでと同様に定期巡回による支援を継続していきますが、より責任を持って対応できるようにするため、令和6年度からは担当制にしました（1年間は同じ訪問員が同じ園を巡回）。また、民間園や小中学校での障害児の受け入れの促進と支援の質の向上にも取り組んでいく必要があるため、公立園以外の巡回にも注力していきます。今後も、保育所等訪問支援とともに多くのニーズに対応できるように、相談支援専門員とも連携しながら体制整備をしていきます。

#### ○ 基本相談

お子さんの発達を心配される保護者からの新規の相談件数は増加傾向にあります。発達相談とは異なる趣旨の相談（虐待対応がメインの相談、子育て支援に関する相談など）も増加していることで、相談員の業務が圧迫されているという弊害も生じてきています。今後は、今一度当センターの役割を関係機関（保健センター等）に周知をし、各機関の役割分担を明確化することで、速やかに適切な相談先に繋がるようにしていきます。また、本来の発達相談のケースには、巡回相談や障害児相談支援事業（障害福祉サービスの利用）に繋がるケースも多いため、訪問支援員も基本相談に関与しながら、発達が気になる段階から、子どもとご家族への継続的な支援を提供していきます。

#### ○ 障害児相談支援事業

- 社会福祉士、公認心理師等の専門的な資格を有する相談支援専門員を配置し、障害のあるお子さん（疑い含む）に対する障害福祉サービスの利用についての支援を行うとともに、継続して障害福祉サービスや相談支援を適切に利用できるようモニタリングや関係機関との連絡調整等を実施します。
- 増加する計画作成件数に対応するため、日進市と協議しながら、セルフプランの活用などにより、業務負担の軽減を図っていきます。
- 相談支援専門員などの職員の処遇改善を行い、職員の確保、定着を図ります。

#### ○ 親子通園事業

- 健診事業等で発見された発達に遅れや偏りがみられるお子さんがスムーズに療育支援につながるよう、保健センター事業（1歳半健診等）との連携強化（保健師との情報共有や1歳半健診の事後教室への関与等）をしていきます。また、幼稚園や保育園、子ども発達支援センターへのスムーズな就園や相談につなげていくこと（入口と出口の支援）につい

ても、重点的な支援を行います。

- 出生数の減少に伴い、就学前児童の人口も減少傾向にあるため、親子通園事業について、各クラスの定員及びスタッフ配置などを見直し、効率的な運営を図ります。

## 《事業内容》

### 2-2-2

#### 子ども支援係

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1503 子ども発達支援センター事業	177,448	指定管理事業 （巡回相談・基本 相談・障害児相 談）

- 巡回相談（巡回支援専門員整備事業）は、幼稚園や保育園、学校等を巡回し施設のスタッフ等に障害の早期発見・早期対応のための助言等を行う事業です。公立保育園11園（指定管理園含む）には概ね3ヶ月に1回の定期巡回を行っており、その他の施設、機関に関しては、依頼に応じて随時実施していきます。
- 日進市の協力の下、公立保育園の研修広報時に幅広く呼びかけを行うことで、公立園スタッフ以外の民間園の参加も促します。【拡充】
- 障害児相談支援事業においては、障害のあるお子さん（疑い含む）に対する障害福祉サービスの利用についての支援を行うとともに、継続して障害福祉サービスや相談支援を適切に利用できるようモニタリングや関係機関との連絡調整等を実施します。
- 相談員の研修に関して、外部の専門研修の受講に加え、令和8年度からは全相談員を集めての内部研修を年に1回実施をします。【拡充】
- 令和8年度の臨時の報酬改定で、処遇改善加算の対象に新たに追加された相談支援専門員の処遇改善加算を活用し、相談支援専門員の処遇改善に努めます。【新規】

#### 《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1505 親子通園事業	6,112	指定管理事業

- 専門スタッフを配置し、発達の気になる子どもたちが、すくすく園や保育園、幼稚園等を利用できるようになるまでの間、より早期に療育的な支援を行う親子教室を開催します。
- 障害者福祉センター大会議室において週2日（火、金）実施、各クラスの定員を12名から9名に変更し、スタッフの配置を見直します。
- 感染症予防対策として、マスクの着用、定期的な換気と加湿、手指のアルコール消毒や手洗い、うがいの励行、児童等がよく触れる部分や玩具等への次亜塩素酸による消毒など、基本的な対策は引き続き実施していきます。